

第22回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成22年5月20日(木) 13:30 ~ : 15:40
開催場所	602会議室
出席者	石井彰会長、田辺道雄副会長、待鳥美光委員、小野玲委員、渡部治委員(以上5名出席) (事務局) 大寺企画部長、鈴木市政情報課長、田中課長補佐、大塚統括主査、細野主任
欠席者	本橋淳男委員、佐藤麻由子委員、西村祐介委員
議題	1 平成21年度個人情報取扱事務について 2 委員の解任について 3 その他
資料	資料1:平成21年度個人情報保護制度実施状況 資料2:委員の解任について 資料3-1:電子申請システムの更新について 資料3-1(補足資料):電子申請の流れとヘルプデスクの役割 資料3-2: 不開示 資料:住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度 (広報紙記事)

1 開会

13時30分開会。

2 市長あいさつ(要旨)

本日はお足元の悪い中、会議に出席いただきまして、ありがとうございます。本日の議題の中で報告以外の事項としましては、一つは電子申請システムの更新がございまして、これは市役所内の情報の共有化という中で、これまでの経過から運用方法が若干変わってまいりますので、その点を御審議いただくということになります。それから、もう一点としましては、住民票の写し等の第三者交付に係る通知制度が6月から開始することになっておりまして、この件について審議していただくこととなります。いずれにつきましても、皆様に十分御審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3 事務局(企画部長)あいさつ(要旨)

本日はご多用の中ご参加いただきありがとうございます。本日の案件としましては、平成21年度に実施された個人情報取扱事務の詳細について、事務局から説明させていただきます。その後で、市長からお話があった案件やその他の案件について御審議いただくことになります。本事務を担当しております企画部市政情報課では、4月1日付けで担当課長が変わっておりますが、本会議での審議がスムーズに行えるよう精一杯協力させていただきたいと思っておりますので、本日はぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

4 議題

(1) 平成21年度個人情報取扱事務について

資料1により、平成21年度の個人情報取扱い事務について、事務局から説明。

- (1)個人情報取扱事務の登録件数
- (2)個人情報の収集の状況
- (3)個人情報の目的外利用・外部提供の状況
- (4)個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内容
- (5)個人情報の開示決定及び訂正等決定件数
- (6)個人情報の不開示決定及び不訂正等決定件数並びにその理由
- (7)(決定に対する)不服申立ての件数及び内容

* 質疑応答等

(石井会長) ただいま報告がありました個人情報取扱事務実施状況について、条例に基づいて毎年行われている事務の状況を数字でお示しいただいたわけですが、市民全般に対する報告、広報わこう等に掲載する内容は、この(1)から(7)全部についてでしょうか、一部でしょうか、それともこれより詳しい内容を掲載するのでしょうか。

(田中課長補佐) 7つの項目のうち、(4)、(5)、(6)、(7)の4つになります。(1)から(3)は、事務の登録件数ということで、紙面のスペースの都合上もあり、この辺の細かい数字は掲載しなくても良いのでは、ということで、(4)以下の項目について、来月号の広報に掲載される予定です。

(石井会長) 前回までの審議会において、発表された内容が細かいのは良いが、逆に読みにくいという指摘がありましたので、そ

の点を踏まえた方向性ということだと思いますが、市民に対する広報として、必要な情報提供を検討していただきたいと思います。

(田中課長補佐)補足ですが、広報紙以外でもホームページや市役所1階の行政資料コーナーでは詳しく情報を提供しています。

(石井会長)詳しくというのは、今説明があった、(1)から(7)までの説明と理解してよろしいでしょうか。

(大塚統括主査)(1)の個人情報取扱事務の登録については、どのような事務が登録されているかということについて、各事務の詳細が一枚一枚作成されており、どのような個人情報が扱われているか分かるようになっていますが、その資料を綴ったファイルが1階の行政資料コーナーにおいてあり、事務の細かい内容がそこで分かるようになっていきます。

(石井会長)分かりました。

(大塚統括主査)これらの個票は、内容の再確認をしたところ現状とそぐわない内容となっているものが数多くありました。これらを昨年度追加、変更、廃止として適切な内容になるように各課で見直したのですが、その結果新しく内容を更新した事務が合計で374件となってしまいました。いつもは各委員の皆様にも更新した事務の個票の写しをお配りしていましたが数量が膨大になってしまいましたので、この場で回覧させていただいて、どのような状況か、ご確認いただければと思います。

(石井会長)この個票について、何かご意見はありますか。

(石井会長)申し訳ありませんが、庁内で行われている会合に出席のため、一時離席します。

*** 石井会長が離席されたため、田辺副会長が一時会長を代行。**

(田辺会長代行)石井会長が一時中座されましたので、私が代行を務めさせていただきます。今の話について、私から質問ですが、資料1「平成21年度個人情報保護制度実施状況」の4番「個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内容」は表に出すのでしょうか。

(大塚統括主査)広報紙では、件数のみ掲載します。ホームページ上では、この資料に近い状態で公表します。

(田辺会長代行) 情報公開請求において、例えば3番目「自己の印鑑登録証明書の交付申請書」の目的について、第三者が自分の印鑑登録証明書を取得した可能性があるのかを本人が知りたい、というときに行われているものと思われませんが、実際に第三者に取得されていた場合に、誰が申請したか、その情報は開示するのでしょうか。

(田中課長補佐) 開示請求が行われた場合、対象の文書がなければ文書不存在で不開示ということになります。あった場合でも、第三者の情報については黒く塗りつぶして開示をすることになります。

(田辺会長代行) ということは、本人にとっては、どこの誰か分からない方に印鑑登録証明書を取得され、どのように使われているか、若干不安になる部分があるかと思うのですが。

(大塚統括主査) 住民票の写しの交付請求などで言えば、申請を行う方法が3種類に分類され、本人からの申請、弁護士や行政書士などの士業を営む方からの申請、それと同居の親族等からの代理申請があります。弁護士や行政書士からの申請については、事務所名は開示しますが、実際手続きに来庁された職員の方の情報は不開示としています。また、申請可能な親族からの請求については、親族であっても当該申請の請求者の名前は不開示としています。

印鑑登録証明書については、印鑑登録カードがあればどなたでも発行を受けることができるため、本人の名前で申請が行えてしまいます。その場合は、筆跡等で自分ではないということを確認する以外にはありません。

手続きが行われた状況により、どのような懸念が考えられるか、その内容は変わってきます。

(小野委員) 実際に不正な手続きが行われたということはあるですか。

(大塚統括主査) ありません。

(小野委員) 報告された昨年度の開示請求は、たまたま不注意で必要になった開示請求と思われる内容で、当事者にとっては開示してもらえるのはありがたいことで、制度が有効に活用されていて、制度を運用している甲斐があるのではないかと思います。

(田辺会長代行) 文書不存在による不開示決定について、その言葉が主旨と

合わない、不開示とは存在するが見せない、というときに使うもので、文書がないときに見せない場合にこの表現を使うと誤解を受けるのではないかと思います。ある意味、分かりにくく感じます。

(渡部委員) 今のご意見についてですが、文言を「非開示」とするのはいかがでしょうか。

(大塚統括主査) 団体によっては、非開示としているところもあります。

(小野委員) 私は、この場合「非開示」という言葉を使用するのは適切ではないと思います。この表現でも、「あるのに見せない」という意味に捉えられてしまいます。文書が存在しなかったという意味と連動するところからも、「不開示」という表現が良いと思います。

(渡部委員) 「非」という文字は、拒否的な印象を受けます。「不」だと、開示しないことの決定、開示できないことの決定、両方のニュアンスを持っていると思います。

(大塚統括主査) 文書の不開示決定については、理由を通知にきちんと書くことで、誤解が生じないように留意しています。

(小野委員) 不服申立てが0件ということは、行政としては良いことではないでしょうか。報告を見て、制度の運営が上手くいっているのかな、と感じました。

(大塚統括主査) 請求を受ける際、請求対象の情報を保有する課の職員と一緒に申請者の話を聞き、どのような情報を開示して欲しいのかを確認してから請求を受けています。そのように対応することで、申請者との認識のズレを少なくするようにしています。

*** 石井会長が戻られたため、田辺副会長は会長代行役を終了。**

(2) 委員の解任について

資料2により、事務局から説明。

西村祐介委員から自己の都合により委員が続けられなくなったとの申出があり、同委員を解任することについて諮った。また、同委員の解任により、欠員が生じることとなったが、残任期間が1年を切り、欠員が本審議会の運営に与える影響が大きいと判断し、このまま欠員の補充を行わず、任期終了まで審議会を運営すること

を提案。

*** 質疑応答等**

(田辺副会長)委員は8名以内とのことですが、何名以上必要という決まりはあるのでしょうか。

(田中課長補佐)条例上では、規定されておられません。

(小野委員)規定されていないのであれば、ご説明いただいたとおりで良いと思います。

(石井会長)辞められる方は公募の方で、審議会においては重要な方でしたが、事前に途中で辞任される可能性があることは、特におっしゃってなかったのでしょうか。

(大塚統括主査)ご本人からは、就任当時から特にそのような話はございませんでした。

本議題について、承認いただいた。

(3) その他

電子申請システムの更新について

資料3-1及び補足資料により、事務局から説明。

<主旨>

電子申請システムが平成22年6月30日に契約が終了することに伴い、平成22年7月1日に別の事業者と契約を行うことになり、新しいシステムによりサービス提供を開始することになる。

旧システムでは、システムに個人情報を登録することなくシステムを利用していましたが、新システムでは任意で利用者登録を行うことができ、この利用者登録された情報を利用者からの問合せに対応するためのヘルプデスク業務に使用することになるが、登録された個人情報をヘルプデスクに提供することが和光市個人情報保護条例第12条の電子計算機等を結合する方法による提供にあたるため、この方法によりサービス提供を行うために、審議会の意見を伺いたい。

*** 質疑応答等**

(石井会長)新しい電子申請システムでサービスを提供するNECが前のシステムでもサービス提供を行っていたのですか。

(田中課長補佐)別の事業者です。

(大塚統括主査)電子申請システムは、埼玉県内で希望する市町村が協議会を構成して、共同で運営しています。契約終了に伴い、協議会でプロポーザルを行い、新事業者を選定したのですが、その選ばれた業者がNECです。

(石井会長)その協議会には、近隣で参加している市はありますか。

(大塚統括主査)朝霞市、新座市、戸田市など、近隣の市はだいたい参加していますが、志木市はまだ電子申請受付を開始しておらず、オブザーバーとして参加しています。現時点での電子申請システム利用団体数は64市町村のうち41です。

(田辺副会長)システムのサーバはNECの建物内にあり、共同という言葉の通り和光市単独のサーバではないと思いますが、サーバを見られる立場の人はどのような方なのでしょうか。

(大塚統括主査)様々な市町村が使用していますが、和光市の情報には和光市しかアクセスできないようになっています。その他、機械のメンテナンス、システム保守を行う事業者がアクセスしています。システムは複数の団体で利用していますが、データは各団体のデータにしかアクセスできません。

(田辺副会長)和光市の保守を行う事業者は和光市の情報にアクセスできる、ということだと思のですが、その事業者には何らかの部分で守秘義務を課すような対応は取られているのでしょうか。

(大塚統括主査)はい。事業者とは契約や仕様書の個人情報の取扱に関する項目の中で守秘義務を課しています。

(渡部委員)分かりやすく言うと、外に衛星基地のような場所を作ってそこを中継して情報にアクセスする、という感じでしょうか。

(大塚統括主査)はい。サーバがそのような場所になっていて、市民はその場所へ申請書データを送信し、市職員もその場所に申請書データを取得しに行く、というような感じになります。システムの利用に当たっては、まず使用したい市民等は利用者登録を行い、その方の情報がサーバに保存されます。利用者のサポートを行うNECのヘルプデスクは、ネットワークを經由してそのサーバに保存された個人情報を見て対応にあたるため、個人情報保護条例の規定に基づき皆様の

ご意見を聴いてから、サービス提供を開始する必要があると考えております。

(石井会長) 登録開始はこれからですか。

(大塚統括主査) はい。7月1日から開始になります。

(渡部委員) 利用者はどの程度と予想されますか。

(大塚統括主査) 平成21年度の利用件数は404件あり、これまで毎年利用件数は増加しています。新しいシステムでは、イベントの申し込みなどちょっとした簡単な申し込み用にも自分たちでカスタマイズして、受付をしたい手続きを登録し、電子申請サービスを提供することができるようになります。そのため、サービスの幅は広げることができます。旧システムでは、予め用意された申請書しか受け付けることができませんでした。

(渡部委員) 熟知していないとなかなか使い切れないかもしれませんね。

(大塚統括主査) 一般的にインターネット上で行われている入力フォーム式のアンケートのような画面をお考えいただければと思います。インターネットを使い慣れている人には問題ないと思います。ただ、職員側については、操作方法をある程度習得しないとはいけません。

(田辺副会長) なりすましの防止策は何かありますか。

(大塚統括主査) 公的個人認証サービスというものがあり、インターネットの世界で自分自身を証明するためのものですが、住民基本台帳カードに公的個人認証サービスの電子証明書を登録し、電子申請の際にこのカードに登録された電子証明書を使用して電子署名を行うことで、申請者本人を証明することができます。ただ、市役所における申請手続きにおいては、印鑑の使用を不要とするように手続きの簡素化が図られたものがあり、電子申請でもすべてを手続きで本人確認をするのではなく、手続きの重要性や例規での規定などによって電子署名を必要とするかどうかを判断しています。

(石井会長) 慣れている人は問題ないと思うのですが、なれていない方はヘルプデスクに相談するのですか。

(大塚統括主査) NECが設置するヘルプデスクが電話で対応します。

(渡部委員) 自分が外に情報を置いたものを最後は人が管理するわけですから、最終的には信頼できるか、ということになるかと

思います。

(大塚統括主査) 利用者がそのシステムに利便性を感じれば、多少不安でも利用されます。

(田辺副会長) なりすましについて、住民の方は住基カードの公的個人認証サービスを利用して防止できることは分かりましたが、市の職員の方はなりすましができるのか、アクセスできる人は限定されているのか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

(大塚統括主査) 各手続きには所管課が設定されていて、それぞれの所管課にIDとパスワードを必要数お渡ししています。それがないとアクセスできないようになっています。そのIDとパスワードが分からないとアクセスできません。IDとパスワードでは担当している手続きにしかアクセスできないようになっています。ただ、システムを管理する市政情報課は全体にアクセスできるようになっています。

(石井会長) セキュリティ対策にあるL G W A Nとは何ですか。

(大塚統括主査) L G W A Nは行政専用のネットワークで、地方公共団体のみがアクセスできます。職員でもインターネット側から管理者用のシステムにアクセスできないようになっています、あくまでL G W A N側からでないとお操作できませんので、そういった意味からも高いセキュリティが保たれています。

(石井会長) 更新後のシステムについて、他の市町村も利用している、また、様々な安全面の対策を行われているとのことですが、審議会としては、それでも大丈夫ですね、と念を押さなければならぬと思っています。安全面に十分配慮し、実施してください。問題が発生する可能性がないわけではありませぬので、新システムが稼動してから、一定期間経過後改めて状況を報告していただきたいと思います。

D V 被害者の個人情報開示請求の取扱いについて

本件は名前を伏せているものの極めて具体性の高い案件であり、不開示情報に該当すると認められる事項について審議をするため、和光市情報公開条例第24条第1項第2号に基づき、非公開として審議を行った。また、議事録の公開においても、当該部分は不開示部分とする。

本人通知制度について

広報わこう5月号の記事より、事務局から説明。

<主旨>

6月から登録をしておく、住民票の写しや戸籍謄本の写しを代理人や第三者、ご家族や弁護士、行政書士など、本人以外から請求を受け、交付した場合、交付したという事実を本人に通知する制度が開始される。県内のほとんどの団体は同時期にこの制度を開始する。部落差別の問題で、本人の知らないところでこれらの書類を請求されるケースがあるため、このような制度が必要とされた。希望者は理由を問わず登録できる。個人情報の扱いに関する制度ができたため、本審議会で報告した。

* 質疑応答等

(渡部委員)市では、就職の際の必要書類に戸籍謄本を入れていますか。

(田中課長補佐)市では入れていません。民間については把握していません。

(渡部委員)今は、あまり民間でもないのではないのでしょうか。

(石井会長)この制度を開始するに当たって、積極的に導入するように求める意見はあったのでしょうか。

(田中課長補佐)市に直接ではなく、部落差別問題に関する協議会が県内に地域別であり、その場で要望があったとのこと。

(小野委員)大学受験に関してですが、親の情報等は一切記入する欄がありません。本人の情報のみになっているようです。以前、受験した人の家族から、本人は優秀だったけど家柄が良くなかったので不合格になった、と聞いたことがあったので心配していましたが、その話の真偽はともかく、現在は不要な情報は出させない、という方向になっているようです。

(石井会長)審議会への、この制度が開始しますという報告として、受け取らせていただきます。今後、この制度に関してなにかありましたら報告してください。

その他

(石井会長)その他、事務局から何かありますか。

(田中課長補佐)特にありません。

(石井会長)委員のみなさんから、何かありますか。

(待鳥委員)今、いろいろなNPOや団体が動かれています、市民として横の連携をとるということで、団体の代表者の連絡先を公表し、連絡が取れるような動きになっているのですが、そういう活動と、地域の自治会のような市民団体との連携が必要であると言われていて、自治会は自治会長が連絡先になると言われていますが、例えば学校が地域に協力をしてほしいときに、その地域にどのような自治会があるかが分からない、誰が会長でどこに連絡すればよいか、そのような情報を把握することが困難になっています。自治会長は年度で変わることが多く、何から何まで自治会長に連絡が入ると大変で、情報を出したくないということになる方もいらっしゃると思いますが、地域と連携をとらないと地域の課題が解決できない、といったことがたくさんあるように思います。自治会と連絡を取るための情報がない、そのため連携をとることの難しさがあり、そこを何とかするための良い方法がないか、ということが課題となっています。学校からも自治会と連絡を取るには、という相談を受けたこともあります。自治会長の情報も個人情報ですので、個人情報の保護ということも分かりますが、横の連携をとるときにネックになっているな、ということがあります。

(小野委員)自治会長が公人か私人か、ということについて、どのように考えるかによっても変わりますね。自治会長になったから、公人として対応するか、また自治会長であっても私人であるとの考え方で対応されるか。すべての人が難しいわけではなく、会長自身の自覚意識によるものだと思います。積極的に活動している自治会もあります。難しい所は、アプローチは大変だと思います。

(待鳥委員)民生委員は公人ですよ。

(小野委員)公人で、公開しています。

(石井会長)結論の出にくい内容ですね。

(待鳥委員)すぐにどうこうできる話ではありませんので、このようなことがあるということ。

(田中課長補佐)今のお話は、例えばどの自治会で誰が会長をしていて、どこに住んでいるかという情報、ということでしょうか。

(待鳥委員)そうですね。実際に100ぐらいの自治会があると思います

が、学校の先生や地域で活動されている方がその情報を把握できない状況です。

(田中課長補佐)自治会長の名簿は市民活動推進課で保有していますが、われわれ市の職員でもその名簿は見せてもらえないということになっています。しかし、個人情報保護は保護するだけでなく、利活用するというのも個人情報保護の目的であり、それにより市民生活が豊かになるということがあれば積極的に活用していきましょう、ということが趣旨ですので、役所としても保護するだけでなく活用することを考えていかなければならないと思っています。名簿は作成する際に本人から同意を得られた分を公表するというやり方もあるのではないかと思います。自治会内部でも自治会員の名簿が作れない、と困っているそうです。様々な方がいて、やはり難しいようです。

(石井会長)別の話をさせていただきます。前回の個人情報保護審議会で情報公開条例の改正について話があり、審議会として意見を出し、最終的に議会で承認を得て条例が改正されましたが、その後、審議会として聞いておくべきことはありますか。

(大塚統括主査)4月1日から施行されていますが、本日までに行われた情報公開請求件数は3件であり、うち2件が市外の方からの請求になります。内容についても、例年行われている請求であり、条例が改正されたことにより、今までと違うことは特にありません。今後も状況の推移を見守って、年間を通して何か変わったことがあればご報告したいと思います。

(石井会長)よろしく申し上げます。あと、昨年8月に埼玉新聞で、情報開示の進んでいる市町村の評価が掲載されていましたが、和光市の評価が低いように感じます。PR不足なのでしょうか。

(田中課長補佐)会長がおっしゃられているのは、市民オンブズマンの調査結果で、埼玉県内のランキングが出されていた件だと思いますが、和光市は平均より少し低い結果だったと思います。これは、先ほど話が出ました情報公開条例の改正した部分で、請求権者が限定されていたことによるもので、請求権者は先ほどのとおり条例改正で何人も請求できるようにな

りました。あと市長交際費の公開状況について一部非公開としていたことで評価が下がっていますが、これは相手方のプライバシーに関係することで、和光市では病気見舞いを出したとき、その相手方を非公開としていました。オンブズマンの方は情報公開の一点を評価していますが、プライバシーという観点からいうと、病気見舞いはその方が病気で入院等されていることが分かってしまうので、その点はプライバシー保護ということではない、と考えています。

(田辺副会長)一週間ほど前に新聞で見た記事で、グーグルという会社がストリートビューという機能に問題があるということで、その機能のための画像を撮影しているときにプライバシーに係る部分まで撮影してしまっている、という話がありました。その辺について何か情報はありますか。

(大塚統括主査)和光市でも大きな道路はすでにストリートビューで写真が表示されています。この問題は、グーグルがストリートビューの画像を撮影する際に、そのカメラの位置が目線よりも高く車の高さからの撮影になっていて、壁の中まで撮影してしまっていることにあると聞いています。

(石井会長)秋葉原で販売されている防犯カメラについて、市民から他市町村の事例などを参考に意見が出されたというような話はありませんか。

(田中課長補佐)意見は特にありませんが、市内には防災用のカメラが3台あります。

(大塚統括主査)防災用のカメラは定点で撮影されています。中央公民館から川越街道と外環の交差点を撮影しているものと、清掃センターから荒川の方を撮っているもの、野川ポンプ場で水位を撮影しているものの3台です。ホームページで公開されていて、閲覧者は一定時間カメラの操作権を取得でき、市の方で設定した数箇所の場所で、好きな場所にカメラの向きを切り替えることができます。

(石井会長)ストリートビューの話が出たので質問させていただきましたが、防犯用ではない、ということですね。

(石井会長)その他、何かご意見などございますか。なければ、これで

本日の審議会を終了とさせていただきます。

(15 時 40 分 閉 会)